

独立行政法人国立病院機構法案の概要

中央省庁等改革の一環として、国立病院及び国立療養所が移行する独立行政法人国立病院機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

1 概要

- (1) 法人の名称 独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 法人の目的
医療の提供、医療に関する調査及び研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべき医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
- (3) 業務
機構は、その目的の達成のため、次の業務を行う。
イ 医療を提供すること。
ロ 医療に関する調査及び研究を行うこと。
ハ 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 特定独立行政法人 機構は特定独立行政法人（役職員に公務員の身分を付与）とする。
- (5) 資本金
機構の資本金は、全額政府出資とし、出資額は、機構が国から承継する資産の額から負債の額を差し引いた額とする。
- (6) 役員
機構に理事長1人、監事2名を置く。その他、副理事長、理事5人以内、非常勤理事8人以内を置くことができる。
- (7) 施設毎の経理の明確化
業績評価ができるよう経理を明確化するため、各施設ごとに財務諸表を作成し、法人全体の決算とあわせて評価委員会の意見を聴いたうえで、公表する。
- (8) 長期借入金
イ 機構は、施設整備等のために、長期借入や債券を発行することができる。
ロ 政府は、予算の範囲内において、機構の長期借入金及び債券に係る債務保証を行うことができる。
- (9) 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求
厚生労働大臣は、災害発生や公衆衛生上の重大な危害発生等の緊急事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な業務の実施を求めることができる。

2 独立行政法人への移行に伴う措置

(1) 権利義務の承継

国立病院特別会計の資産・債務は、国立高度専門医療センターに係るもの（現行特会を改組した特別会計で経理）を除き、機構が承継する。

(2) 国立病院・療養所の再編成に係る経過措置

「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」を廃止し、機構が再編成業務を承継。

3 施行期日 平成15年10月1日（法人の設立は、平成16年4月1日を予定）

照会先：健康局国立病院部企画課（内線2611）